第三条第七項の表第十一条の二第一項の項中「第十一条の二第一項」を「第十一条の二第一項各号列記以外の部分」に、「前条」を「前条各号」に改め、「平成二十六年政令第七十四号」の下に「。第二号及び次項において「経過措置政令」という。」を、「平成二十六年政令第七十三号」の下に「。第二号及び次項において「整備政令」という。」を加え、同項の次に次のように加える。

第十一条の二第一項第二号及び第二項	前条各号	経過措置政令第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた整備政令第三条の規定による改正前の前条各号

第三条第七項の表第三十六条第四号の項中「事業主が設立している」を削り、「含む」の下に「。次号において同じ」を加える。

第三条の二の表第一項の項中「平成二十四年法律第六十三号。以下この条」を「平成二十四年法律第六十三号。以下この項」に改め、同表第二項の項中「平成二十四年一元化法第一条」を「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第五条」に、「第七十八条の二十八」を「第七十八条の二十八第一項」に、「額」を「額（」に改める。

第六十条第一項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、「申出」の下に「（同条第五項の規定により同条第一項の申出があったものとみなされた場合における当該申出を含む。）」を加える。

第六十四条第二項の表第六十一条第一項第一号の項中

法第百三十二条第二項	平成二十五年の効力を有する十二条第二項

を

法第百三十二条第二項	平成二十五年改正の効力を有するも十二条第二項
申出	申出（年金制度の改正する法律（令改正後の厚生年より同条第一項のける当該申出を含

に改め、同条第五項の表第百六十一条第一項の項の次に

法附則第五条第一項の規定によりなおそのとされた改正前厚生年金保険法第百三	

を

改正法附則第五条第一項の規定によりなおそるものとされた改正前厚生年金保険法第百三	

に改め、同条第五項の表第百六十一条第一項の項の次に

機能強化のための国民年金法等の一部を和二年法律第四十号）第五条の規定によ金保険法第四十四条の三第五項の規定にお申出があつたものとみなされた場合におむ。）	

次のように加える。

第百六十一条第三項	申出
	申出（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第五条の規定による改正後の第四十四条の三第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）

第六十四条の二中「平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第七十八条の二十八」を「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第五条の規定による改正後の第七十八条の二十八第一項」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第三十四条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号。次条において「平成二十七年厚生年金経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項の表改正前厚生年金保険法第四十三条第二項の項を次のように改める。

改正前厚生年金保険法第四十三条第二項	老齢厚生年金の額について
	受給権者がその権利を取得した月以後における	受給権者が毎年九月一日（以下この項において「基準日」という。）において被保険者である場合（基準日に被保険者の資格を取得した場合を除く。）の老齢厚生年金の額
	基準日の属する月前の	基準日の属する月の翌月から、年金の額の基礎とした期間を老齢厚生年金の被保険者の資格を取得した日から再び被保険者の資格を喪失した日までの期間に到来し、かつ、当該被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの期間が一月以内である場合は、基準日の属する月前の被保険者であつた期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する
	をその	するものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。ただし、基準日が被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの間に到来し、かつ、当該被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの期間が一月以内である場合は、基準日の属する月前の被保険者であつた期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する
	は、その	
	しない	

第二十一条第一項の表改正前厚生年金保険法第六十条第二項第一号イの項の次に次のように加える。

改正前厚生年金保険法第四十三条第三項	ときは、前項の規定にかかわらず	ときは
	、資格を喪失した日	、資格を喪失した日（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）

第二十一条第一項の表改正前厚生年金保険法第六十一条第三項の項を次のように改める。

改正前厚生年金保険法第六十一条第三項	第四十三条第三項	第四十三条第二項若しくは第三項
	これ	これらの規定

第二十一条第一項の表改正前厚生年金保険法附則第九条の三第四項及び第九条の四第五項の項の次に次のように加える。

改正前厚生年金保険法附則第十三条の四第七項	「第四十三条第三項又は	「第四十三条第二項若しくは第三項又は
	第四十三条第三項の	第四十三条第二項若しくは第三項の